

近代沖縄における校長の組織化過程：校長会の運営実態を分析視点として

藤澤，健一

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

49

(開始ページ / Start Page)

49

(終了ページ / End Page)

92

(発行年 / Year)

2022-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025476>

近代沖縄における校長の組織化過程

—— 校長会の運営実態を分析視点として

藤澤健一

一 課題と方法

本稿の課題は「校長会」への着目を通じ、近代沖縄において校長が組織化された過程を解明することである。⁽¹⁾ 小学校長を構成員とした校長会を対象を限定し、学校とは小学校、校長とは小学校長とする。また、教員とは正教員をはじめ小学校教員の総称として用いる。

近代日本教育史において校長会は、官治組織により設置され、地方教育行政にかかわる指示・注意事項が伝達される場であり、諮問事項への答申を担うとともに区域内の学校経営を斉一化し調整する役割を担ったことが知られる。近代沖縄において校長会は、沖縄県教育会⁽²⁾とおなじく県、ならびに二市(区)五郡(従前ふくめ、以下、郡市)⁽³⁾に設置された。ただし、沖縄県教育会が社団法人などとし

て登記されたのに対し、校長会にはそのような法制度上の位置づけは付与されていない。おなじく前者は原則として会費の納入を前提とした会員制にもとづき、校長をふくめ、教員、学務関係者など、構成員を職種や職位にかかわりなく広範囲におよぼした。対照的に後者は文字通り校長のみに構成員を特定した。くわえて、前者については、これまでに一定の研究が蓄積されてきた一方、後者に関しては、いつどのような経緯で設置されたのかといった事実経過すら不明な点が多く、その研究蓄積の薄さが際立つ。なかでも校長会がどのように校長を組織化していたのか、その仕組みにかかわる分析は皆無といわなければならない。

本稿での分析の前提として必要なかぎり、校長をめぐる法制度上の経緯について集約する。近代日本において校長にかかわる法制度が整備されたのは一八九〇年の第二次小学校令（勅令第二二五号）を契機とする。同勅令にもとづき、三学級以上から編制される多級学校においては「学校長ヲ置クヘシ」として必置化された。その所掌事項は「校務ヲ整理シ所属教員ヲ監督スヘシ」との規定にみるように、校務の掌理および職員の監督とされた。⁴ いうまでもなく、一般に前者は校務掌理権、後者は所属職員監督権と称される。おなじく校長は本科正教員による兼任とされた。のちに国民学校令（勅令第一四八号、一九四一年）は地方長官の指揮系統に位置づけられた学校管理者としての校長について明確に規定し、一九四三年の同勅令改正により正教員による兼任体制があらためられ、校長は独立した監督者として必置化される（勅令第六三五号、一九四三年）。

ただし、これらの法制度は当初、沖縄県においてはそのまま適用されたわけではない。確認すれば、小学校令が適用されるのは一八八八年の「市制及町村制」(法律第一号)が施行される場合に限定されたためである(勅令第二一五号、第九三条ほか)。このため沖縄をはじめとする島嶼部は同勅令の適用除外とされた。沖縄県への「沖縄県及島嶼町村制」の施行は一九〇八年のことであり、「市制及町村制」が他府県と同格として適用されるのは一九二〇年になる。この間、一八九二年に「市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程」(勅令第四〇号)が公布され、市制町村制を施行しない地方にあっては当該府県知事などが文部大臣の許可を受けて「特別の処分」ができるとした(第一条)。にもかかわらず、校長にかかわる規程の整備と配置は沖縄県においても、一八八〇年代後半以後、他府県と連動した。そのように見立てられる根拠を以下に示そう。それは、いずれも校長の配置を前提とした法制度として、「小学校職員職制」(県令甲第二八号)、「小学校長及訓導月俸額」(県令甲第二九号)が一八八七年五月二六日に同時に公布されたためである。⁽⁵⁾ そのうえで、一八九三年三月三一日には「公立小学校校長教員職務及服務細則」(県令第一二号)が公布された。⁽⁶⁾

こうした法制度上の特徴を備え、近代沖縄において校長任用者は配置された。これら校長にかかわり、以下の三点におよぶ事実経過を確認したい。第一に近代沖縄における校長任用者が史料として最初に確認できるのは、『文部省年報』に収載された一八八六年の一名を嚆矢とする。⁽⁷⁾ その後、一八九〇年代はじめまでは全県でも僅少数で推移したが、後述するような背景に導引され、同年代後

半から一九〇〇年代にかけて校長任用者はとくに急激な伸長をみせた。その結果、すくなくとも一九一〇年代以後には全県で一四〇名前後から一五〇名までとして沖繩戦にいたるまで安定的に推移した。⁽⁸⁾ 第二は性別属性として、近代沖繩における校長任用者のすべてが男性であり、女性が校長に任用されることはなかった。女性が校長にはじめて任用されるのは米軍占領下の一九四八年のことであり⁽⁹⁾。第三は沖繩師範学校（制度的な改編にかかわらず沖繩師範学校として表記。以下、おなじ）による、主に正教員の計画的な養成を目的とした、教員供給のいわゆる正系ルートが一九〇〇年前後に確立したことで、沖繩県出身者が継続的に輩出されたことを受け、教員層全体の人的構成は置県以後、招聘などにもとづき来県した他府県出身者から沖繩県出身者中心へと変容した。その半面、校長層に限定した場合、沖繩県出身者中心への変容には遅延がみられ、他府県出身者がひきつづき一定比率を占めた。⁽¹⁰⁾ いずれも一九一〇年代はじめの事象として（「教員層は―引用者）大抵県下の出身者でありまして、内地から来た先生は殆ど十分の一にも及ばない位しか居りません」とする同時期の県視学による談話がある一方、校長層については「（同時期における全学校数である―引用者）百三十六校中、四十人は今尚他県の人」であった。⁽¹¹⁾ つまり、教員層全体では他府県出身者は一割以下にまで低減し、沖繩県出身者の進出が圧倒的であったのとは対照的に、校長層では他府県出身者が依然、三割を占めたことになる。⁽¹²⁾ とはいえ、置県から三〇年以上が経過することで教員層における沖繩県出身者の継続的な勤務が定着したことに牽引されて、校長層においても沖繩県出身者の任用は進展した。

ところで、こうして形成された近代沖縄における校長層、およびその組織化過程に着目するのにはどのような意義があるのか。それはつぎのふたつに整理できる。ひとつは校長が沖縄社会の変容過程を説明するための切り口になることである。近代沖縄において校長は権威性をともなうとともに、ひいては県視学への登用や市町村など政界への進出につながるという、社会的な栄達の象徴でもあった。ここでいう栄達とは校長が在地の名士として処遇され、公私にわたり広範な指導性を発揮したことに根拠づけられる。校長のはたした機能は学校内部にとどまらず沖縄社会の変容にも関与した。もうひとつの意義は学校において校長が教員一般とは同一視できない、相対的に独自の職位であり、固有の位置を占めたことにかかわる。その固有性とは、校長が地方教育行政機構の末端を担ったという特徴に照応する。学務当局や郡市などにとって、すでにみたような経緯で量質ともに急激に変容していた教員層を管理統制するうえで、こうした機能をもつ校長を地方教育行政機構に取り込むことが政治上の課題とされた。

以上を前提にあらためて近代沖縄における校長会に視点を転じる。じつは校長会の組織的な範疇はかならずしも自明ではない。それは以下において順に説明をくわえる、広狭の両義から整理できる。まず、狭義において校長会は沖縄県学務当局（以下、学務当局）が全県域を対象として設置した校長会を指す⁽³⁾。名称は均一ではなく「沖縄県学校長会議」や「沖縄県小学校長会（議）」、「国民学校長会」などとして称されてきた（以下、県校長会）。県校長会は唯一、判明している一九三五年時点にみる

かぎり、学務部長が議長を務めた。⁽¹⁴⁾ あらかじめ通史的に概観すれば、運営面での県校長会の特徴はつぎの三点に集約できる。第一に県校長会は一九〇八年七月六日にはじめて開催されてのち、一九四〇年代はじめにいたるまで三〇年以上の長期間におよび開催された。⁽¹⁵⁾ こうした継続性は一九一五年に設置された沖縄県初等教育研究会（以下、沖初研）や一九二〇年代後半に設置の沖縄県小学校経営研究会（以下、沖経研）、また、一九二九年設置の沖縄県女教員研究会（以下、沖女研）といった主要な教員団体よりも長期におよんだことを示す。しかも、この間、第二の特徴として、散発的ではなく一定の定期性を保ち開催されていたことがうかがえる。たとえば、一九三五年前後の時点では、「（出席者である―引用者）校長連、年一回の集りだから我々同志が集つて親睦会しやう」との参観記における記述にみるように、年一回の開催として定着し認知されていた。⁽¹⁶⁾ さらに第三として、県校長会への校長の出席義務について、それを根拠づける規則類は確認されていないが、現時の史料環境のかぎり、ほぼすべての出席が確認できる。⁽¹⁷⁾

一方、近代沖縄における校長会は県校長会だけには限局できない外延をもつ。すなわち、広義において校長会は、県校長会にくわえ、各郡市に設置された校長会がふくまれる（以下、地方校長会）。⁽¹⁸⁾ 現行の史料環境のかぎりでは地方校長会の設置経緯を表1に集約した。

表 1 地方校長会の設置経緯

郡市名	設置年	教育部会の設置年	出典
島尻郡	一八九二年	一八八七年	①
中頭郡	* 一八九八年	一八八六年	②
国頭郡	一八九九年	一八九二年	③
宮古郡	* 一九〇三年	一八九一年	④
那覇(区)市	* 一九〇七年	一九〇七年	⑤
首里(区)市	* 一九〇七年	一九〇七年	⑥
八重山郡	* 一九一九年	一九〇七年	⑦

(出典「沖縄教育」学制頒布五十年記念号、一九二二年一月(第三二六卷)、「沖縄県教育会沿革概要」「沖縄教育」第二四八号、一九三七年四月(第二九卷)①「島尻郡教育会五十年祭」「沖縄教育」第二四三号、一九三六年一月(第二八卷)②「衆報」「琉球教育」第三四号、一八九八年一月(第四卷)③「衆報」「琉球教育」第三九号、一八九九年八月(第四卷)④「宮古通信」三月二十九日「琉球新報」一九〇三年四月三日、⑤「那覇各小学校長会議」「琉球新報」一九〇七年一月一五日、⑥「首里区内小学校長会議」「琉球新報」一九〇七年七月七日、⑦「八重山郡校長会議事項」「先島新聞」一九一九年七月一五日。
〔注記〕設置時期の早い順に記載。現在の史料状況で確認できるものも早い時点の開催を「設置年」として示した場合、*を付した。当該地方教育会会の設置年には、史料による差異がある。出典は主なものに限定した(以下、おなじ)。

同表にみるように、島尻・中頭・国頭の各郡では県校長会に一〇年程度以上も先行して一八九〇年代から順次、校長会が設置された。実際、一九〇〇年前後には、ほぼすべての郡市で地方校長会が設置されていたとする史料がある^⑨。この記述にもとづけば、ほとんどの場合、地方校長会の設置時期は県校長会より早いことになる。じつは沖縄では一九〇〇年を初期に郡視学が配置されはじめた。これは一八九七年に県視学が、つづいて一八九九年に視学官が配置されたことを受けたものである^⑩。こうした経過に照らせば、地方校長会からはじまり、県校長会の設置へといたる経過は、沖縄における地方教育行政機構の確立時期の一環を成したことがわかる。

あらためて地方校長会は県校長会より早期に設置されたという事実経過にもどる。このことが意味

するのは、学務当局による承認ないしは一定の指示を前提としつつも、地方校長会が県校長会の支部として齊一に設置されたのではなく、むしろ郡市の主導性が設置の契機になったということである。事実、地方校長会が設置された経緯が唯一、史料的に捕捉可能な国頭郡では、郡長の「主意」に依拠することで校長会がはじめて招集された⁽²¹⁾。実際に地方校長会には、郡市の発意を抜きにしては想定できない、接続関係が構築された。それを集約すれば主要にはつぎのふたつに整理できる。ひとつは地方校長会が区域町村長会（以下、村長会をふくめ、町村長会とする）と同時に、あるいは連続して開催され、町村長会と事実上、接続していたことである。もうひとつは同表において事実経過を併記したように、地方校長会が当該郡市に設置された沖縄県教育会の下部組織（以下、地方教育部会）の設置と時期をほぼおなじくするか、あるいは一〇年程度後に設置されたことである。両者の随伴性は単に設置時期にとどまらず、後述のように通常の開催においても接続関係が確認できる。こうして地方校長会は、町村長会、および地方教育部会との接続関係において運営された。

この間の地方校長会における定期性については、かぎられた事例のみ確認できる。たとえば、一九一〇年三月一七日に那覇区役所において開催された同校長会では「校長会は毎月第一火曜日午前十時に定期の会合を開く」ことが決定された⁽²²⁾。このように、すくなくとも一部では開催にあたっての定期性が合意されていた経過がある。また、県校長会とおなじく地方校長会でも出席義務にかかわる規則類は見出せない。しかし、出席者数と名簿が照合できる事例にみるかぎり、当該校長はすべてが

出席している⁽²³⁾。こうして地方校長会、県校長会のいずれにおいても、全員の出席が原則とされていたことが濃厚にうかがえる。つぎの表2において校長会の継続性と周期性を確認するため、開催経緯を通史として集約した。

同表により、現時の史料的視野にもとづくかぎり近代沖縄における校長会の通史的な視野が展望できる。それによれば、ほぼ年次を単位に招集された県校長会（グレースケールで掲示）よりも、たとえば、一九一〇年の中頭郡・那覇区校長会、一九一四年の島尻郡校長会がそうであるように、地方校長会の開催がより頻繁であったことがわかる。このため在地校長にとって地方校長会は開催場所の近接性ともかさなり、より日常的な存在であったと推定できる。この点については、両者における運営態のちがいにわかり後述する。

以上の組織的な範疇にかかわる概念整理にもとづき、校長会について本稿では、県校長会と地方校長会、ならびに外部との接続関係を備えた組織として最広義において捉える。仮説的にいえば、校長会を通じた校長の組織化は、こうした校長会への複眼的視点を欠落させては捉え切れない。この見立てにしたがい、本稿では課題への接近にあたり、方法として、校長会が実態としてどのように運営されていたのかを分析視点として設定する。このような意味における校長会の運営実態が、校長を組織化する際の仕組みとして機能していたと仮定するためである。その際、校長会の内外におよぶ接続関係を以下の手順にもとづき解明する。まず、外部接続として、地方校長会と町村長会、ならびに地方

表2 校長会の開催状況一覧（1892～1945年）

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1892						島						
1898									中			
1899		国										島・中
1900						島						中
1901		国・島 中・首・那								中		
1902					中・島							島
1903			宮							中	国・島	
1904		島									中	
1905					島	中				中		
1906			中・宮								中	島
1907	那	中		中	中・島	島	首					国・島
1908				中・島			県・中 那・島		中			
1909							中・那	島		島	中	中
1910			中・那 島	那	中・首	中・那	那		中	国・那	中・那 島	県・島 中
1911	国・那	中		中	中		那		国・那 島			島
1912	那	中			国			中		中		中
1913				中・那	国		那		国・中	那	中・那	
1914	中・宮	中・島				島	国・那			那・島	那	島
1915			中	島		県			中・宮			
1916	中	県		那・島			那	国		島	中	
1917	中	島	国	中・那		中	島		島	中		国
1918	島	県・中	島						国			
1919							八					
1923								島				島
1924							国					
1925						中						
1926						島		県				
1928										県		
1929					宮					県		
1930								県			島	
1933		島・首・那					県					
1934					中		県					
1935			中				県・中		中			
1936	八			島		那	県				那・島	
1937		中			中		県・八			国・那 宮・八	中	八
1938		県	島・宮		那・島		県					島
1939						県・那						
1940	那		那		那・中	県	那					
1941					島						中	
1942				首・那		県				首		
1943						県				国・中 那・島		
1944					宮・八			島・首 那	島・首 那	島・首 那		
1945		国・中 島・首・那										

(出典)『琉球教育』『沖縄教育』『琉球新報』『沖縄毎日新聞』『海南時報』ほか。

(注記)各校長会について、以下のように表記・略記した。沖縄県=県、国頭=国、中頭=中、島尻=島、首里=首、那覇=那、宮古=宮、八重山=八。開催が確認できない年は記載していない。各都市の一部校長のみが招集された場合をふくむ。1892年の島尻については開催月を特定できない。島尻郡教育会『島尻郡誌』1937年（再版、1960年、130頁）。1915年4月に記載した島尻については、同年5月に開催された可能性がある。「雑報」『沖縄教育』第102号、1915年7月（第8巻）、61～63頁。1945年3月16日に楚辺国民学校において「首脳者会議」が招集され、島尻、首里、那覇の校長ほかが集会したことが確認できるが、これをふくめ一部の記載を見合わせた。琉球政府文教局『琉球史料』第3集、1958年、510頁。

教育部会との接続、つぎに内部接続として、地方校長会と県校長会との接続についてである。

二 研究史上の意義と史料

本稿がこれまでの研究において占める位置と意義を示す。学校管理者としての校長は、教育経営学、ならびに教育行政学における課題のひとつであり、その職務や機能にかかわる比較的、厚い蓄積がある。⁽²⁴⁾ただし、この文脈に位置づく研究においても、校長会について全国的に俯瞰する視野は確立されていない。わずかに傾向として、府県レベルにおける校長会が郡役所廃止（以下、郡廃）の以後に設置された事例が目立つとされる。この背景には、それまでの郡長や郡視学の役割を校長が代行するようになることで、校長（会）が行政施策の末端を担うようになったことが指摘される。⁽²⁵⁾しかし、沖縄をふくめ、こうした事例に該当しない府県が確認されるのであり、府県レベルの校長会が設置された契機について郡廃だけでは説明できない。また、府県レベルとは別に郡市でも校長会が設置された契機にはなにがあったのか。これらの問いは依然、いずれも未解明である。

他方、一般に地方教育史においても校長会にかかわる具体の記述がある。この場合、校長会は教育政策が中央から各府県、郡市を経て各学校、教員へと伝達される際に統制的な機能をはたしたと概括される。⁽²⁶⁾事実、校長会では地方長官などからの訓示や指示事項が内容とされる場合が目立つ。このた

め校長会は戦前期の日本における、勅令主義にもとづく天皇制国家の教育政策を遂行した、上意下達的な官製団体として認知されてきた。しかし、こうした校長会にかかわる通説は、はたして事実 に即したものであろうか。

つぎに近代沖繩教育史における校長会にかかわる研究史をみる。従前、通史として知られる、沖繩県教育委員会『沖繩県史』第一巻(通史)、一九七六年、琉球政府『沖繩県史』第四巻各論編三(教育)、一九六六年において、校長会に関する記述はかぎられたものにすぎない。具体的には、一九一〇年代において、那覇区当局が同校長会などと連動して校外における児童による「不良行為」の監督にかかわる規程を定めたことである。⁽²⁷⁾また、学務当局の意向について知事などが校長に伝達する場として校長会が機能したことが指摘される。⁽²⁸⁾これらの記述は特定時期の校長会の活動が、その運営実態への視点を欠いたままに断片として引証される域にとどまる。教育指導者としての校長という職位、ないしは校長に任用された個人への着目に比して、これまでの研究は校長会を固有の分析対象として設定するにはいたらない。むしろ、戦時体制下における国民精神総動員運動への関与として顕在化した、翼賛的な官製団体として定型的に認知されてきたのではないだろうか。⁽²⁹⁾

こうした校長会にかかわる分析の欠落は近年の研究においても解消されていない。代表的な成果として、近藤健一郎『近代沖繩における教育と国民統合』北海道大学出版会、二〇〇六年、ならびに照屋信治『近代沖繩教育と「沖繩人」意識の行方―沖繩県教育会機関誌『琉球教育』『沖繩教育』の研

究」溪水社、二〇一四年がある。両著は「同化」「皇民化」として概括される傾向をもつとされる、近代沖縄教育史の具体的内実を描き出すことを企図し従来の研究水準を向上させた。その際、相互に接近方法を異にするが、いずれも学務当局、ならびに沖縄県教育会を筆頭とする教員団体については分析の基軸として位置づけるものの、校長会については視野がおよばない。近代沖縄における校長会の運営実態にまで立ち入った分析は未発の研究課題としてある。ただし、ここで重要なのは校長会にかかわる分析が、従来の研究において単に欠落してきたという結果的な事実ではない。問うべきは、近代沖縄の校長会が、どうして主題化されることなく、今日にいたったのかである。その要因について筆者は以下のふたつを想定する。

ひとつは校長会について教育政策を伝達した上意下達的な官製団体であるとの常識的な理解にとどまることで、校長会を固有の課題として主題化する必要性が感得されてこなかったためである。はたして校長会は設置の当初から一貫してそうした常識的な理解の枠内に収まるものであったのか。あるいは、ある時点を契機に一定の変容を遂げたのか、その背景にはなにかあるのか。はたして校長会を官製団体として平板に自明視してよいのであろうか。本稿は校長会の変容過程を照射することで、この問いに応える。もうひとつの要因は校長会における組織システムの固有性にかかわる。同時代において教員組織化に影響力を備えた、沖縄県教育会、ならびに沖初研などの主要な教員団体は、それぞれが対象や運営にかかわる組織システムを異にする。にもかかわらず、既存の研究では学務当局による教育政

策を實行した教員団体として無前提に一元化して捉えられてきた。こうした一元化により、教員の組織化過程の個別性について精細に捕捉することがさまたげられてきたのではないか。この点にかかわり、従来の知見に照らし確認されるべき重要な論点がある。それは近代沖繩においては一九二〇年代以降、幹事・主事といった沖繩県教育会の人的構成において、その実務層はほとんどが校長経験者である県視学により兼務されたということである。⁽³⁰⁾なかでも地方教育部会において、各郡市における教育施策の中心となった、在地拠点校の校長は幹事や評議員などに選出されることで会務運営を事実上、主導した。⁽³¹⁾つまり、学務当局からすれば校長の組織化は実質的には教育会を媒介としてすでに進行していた。にもかかわらず、校長を固有の構成員とした校長会が教育会とは別に運営されなければならなかったのはなぜなのか。校長会は教育会とは異なる、どのような機能上の役割を期待され設置されたのか。こうした論点が不可欠なものとして浮上する。⁽³²⁾近代沖繩教育史にかかわる従来の研究水準はこの問いに対して応答できるだけの蓄積に欠ける。この意味における校長会の固有性とはなにか。この点について近代沖繩の事例に即した事実関係の解明が不可欠となる。以上の経緯に照らし、本稿では近代沖繩における校長会について、固有の分析対象として設定する。そのうえで、さきの表2に捕捉できたかぎりで通史として、おなじく県レベルにとどまらず、郡市レベルをふくめた複合体として捉える。

つぎに本稿が依拠する史料について説明をくわえる。既述の沖繩県教育会は、機関誌『琉球教育』

『沖縄教育』⁽³³⁾ほか)を継続的に発刊したことが知られる。当該機関誌は一部に欠号が免れないものの、教育会の固有史料として活用されてきた。半面、校長会による会誌や沿革誌などの固有史料、あるいは校長会を通史的に捕捉可能な史料は近代沖縄に関するかぎり管見のかぎり確認されていない。これらの背景には、いうまでもなく近代沖縄史に不可避の問題として、主に沖縄戦に起因した史料欠損という条件が所与のものとしてある。これらをふまえ本稿では『琉球教育』『沖縄教育』収載の彙報欄のほか、『琉球新報』『沖縄毎日新聞』『海南時報』をはじめとした新聞史料に掲載された校長会関係記事についての通史的な悉皆調査をこころみる。あらためて確認すれば、近代沖縄における校長会の運営実態は基礎的な事実関係すらあきらかにできていないのが現状であり、ここでいう悉皆調査にもとづく通史的な視野の確立は喫緊の課題といえる。ただし、これらの記事自体は校長会開催の日時や場所、議事内容などにかかわる事実経過をみるうえでの断片にすぎない。しかも、さきに転換期として指摘した一九二〇年代については、戦災の影響でいずれの史料も残存状況が芳しくない。くわえて校長会の固有史料ではない点において、おのずと限界がともなう。例示すれば、校長会を分析するための事象として不可欠というべき、設置の根拠や規則類、財政などについては、いずれも根拠づける史料が存在するのかという事実をふくめ、不詳のままである。そのうえでも、現認可能な各史料を相互補完的に活用することで、校長会にかかわる事実経過を集成することが基礎的でありながら重要な作業となる。近代沖縄における校長会にかかわる分析精度を現時点での史料環境に依拠して確保する

ためには、こうした史料の取り扱い方が最良の選択と考えられる。つぎに先述した分析視点にもとづき、まずは校長を組織化する仕組みとして機能した、地方校長会における外部接続について、その内実を説明する。

三 外部接続（その一）―地方校長会と町村長会

近代沖繩の校長会は当初、郡長の主導性にもとづき県校長会に先行して、郡市から設置されたことを筆者は既述した。この場合にまず注目すべきは、地方校長会が町村長会と接続して開催されたという事実経過である。ここでいう接続とは、①地方校長会と町村長会を双方の出席者が同席のうえで開催する場合、②町村長と校長との同席をかならずしも前提とせず、両会が日程的にのみ連結して開催される場合がある。仮に①を「同席開催」、②を「連結開催」と称する（以下、括弧をはずす）。このかぎりでの接続関係は、どのような意図にもとづき構築されたのであろうか。それは以下のふたつに類別できる。ひとつは、郡区長島司会議などの上位機関からの指示事項について、町村長および校長に対する示達の機会を一括することで議事運営を効率化するという郡長の意図である。こうした同席開催は日程の縮減を意図した、郡長にとつての議事運営の効率化が優先されたものと考えられる。また、おなじ意図にもとづき、議事に応じた機能的な分離が考慮された結果、連結開催とされる場合が

ある⁽³⁴⁾。他方、地方校長会と町村長会との接続関係は、単純に日程の縮減だけを意図して構築されたわけではない。すなわち、もうひとつの類型では地方校長会と町村長会との接続にかかわる実体的な必然性がともなう。つまり、各郡における学校設立をはじめ、予算編成に直結した固有の案件が付議される場合であり、この類型は連結開催では意味をなさず同席開催が必然化する。以下において事例に即して具体的に説明する。

たとえば、一九一一年一月における国頭郡役所での同席開催では、同年度の同郡組合予算審議に提出すべき諮問案として、「郡立実科高等女学校設立の件」が付議された。該諮問案に対し校長および村長からは、経費や女子工芸学校設立の希望などが意見として提示された結果、その設立が合意をみた⁽³⁵⁾。この事例の場合、じつは校長のみを対象とした同郡校長会が前年一〇月一九日に国頭郡役所で開催され、主に校務にかかわる議事がすでに遂行されたばかりであった⁽³⁶⁾。にもかかわらず、郡による高等女学校設置の方針策定に際し、村長と校長による事前の合意形成があらためておこなわれたわけである。この背景には、いうまでもなく郡が徴税権をもたず、その予算は町村分賦などにもとづいたことがある（「郡制」法律第六五号、一八九九年、第八九条）。このため町村長および校長が同席のうえ、関係予算にかかわる合意を得るうえで地方校長会と町村長会との接続は不可避であった。これらの経過から校長会を町村長会と接続させるか否かは議事内容に照らし郡長により差配されたといえる。すなわち、郡長において地方校長会と町村長会との接続は、町村長とともに在地校長に対し一括

して指示事項などを示達する場として必需であり、くわえて予算審議をはじめとした重要事項について事前協議する場として、運営実務上の必然性をともなった。こうして校長の職務は学校の管理にとどまらず町村長とともに地方教育行政機構の末端へと組織化される。

四 外部接続（その二）―地方校長会と地方教育部会

地方校長会における外部接続という場合、それは町村長会だけに限定できない。地方校長会の外部接続は地方教育部会とのあいだにも構築されていた。ここでいう外部接続は実際の日程配置としても顕現化する。つまり、地方校長会は単独で招集される場合がある一方、各規則にもとづき毎年、数回程度、定期的に開催される地方教育部会の総会などにあわせ、日程的に連続、あるいは数日から数週間程度の間隔をおき近接して開催される。⁽³⁷⁾ こうした地方校長会の日程配置は、のちにみる県校長会との内部接続に単一に連動したわけではなく、むしろ、さきに見た町村長会をふくめ、郡市レベルにおける必然性に依拠して差配されたことに注意したい。たとえば、一九〇八年四月の中頭郡を事例として引けば、該地方教育部会評議員会が二〇日に郡役所で開催されたのち、二一日から二三日にひきつづき郡役所において校長会が、五月二日には越来尋常高等小学校において地方教育部会総会が開催された。⁽³⁸⁾ この場合、注意すべきは地方教育部会との日程的な接続が明白である場合においてでさえ、両

者は常に別に招集されたという事実経過である。仮に郡長、あるいは学務当局が日程の縮減による議事運営の効率化を求めるだけならば、地方校長会を独自に招集することなく、在地校長がすべて出席する地方教育部会での審議のみで事足りたはずである。つまり、両者はいずれも学務当局の関与を前提としながら一貫して一体化されることなく、同時に日程的な接続関係が構築されることで維持運営されたといえる。これは地方教育部会とは別に地方校長会が設置されたのはなぜなのかという、先述した未解明の問いに連動する。

この問いへの応答は、以下のふたつから説明できる。ひとつは両者における議事内容の共通性と固有性にかかわる。ここでいう共通性と固有性の区分は、かならずしも確定的ではない。というのは、地方教育部会規則における執行事項にかかわる条文を例外とすれば、両者の議事内容は規則などで明確に規定されてはいないためである^⑤。したがって、地方校長会と地方教育部会における議事内容の異同は相対的な傾向としての区分にとどまる。そのうえで、両者の共通性と固有性は以下のように集約できる。両者は高等官や郡長、沖縄師範学校関係者による訓示、各諮問事項への応答などを共通の議事内容とした。一方、地方校長会では、学校管理者としての校長の所掌に照応した、学校経営や域内校務に関する事項が付議される。これらは教育研究や講話、視察などを通じた、教育の普及促進、教員層全体にかかわる顕彰や互助などを議事内容とした、地方教育部会における事項とはかならずしも重複しない部分がある。くわえて地方教育部会では、教員団体として具備される、規則の改正や予

算・決算などの経費、また、機関誌の編集・発行などの会務において、地方校長会にはみられない議事内容上の固有性が確認できる。付言すれば、両者の固有性は開催場所にも明瞭に見て取れる。つまり、地方校長会は各郡役所に招集されることを常例とした一方、地方教育部の開催は、校長から選出される傾向が強くなっていった該地方教育評議員会が郡役所に招集されたことをのぞけば、郡長の臨席がある場合でさえ在地拠点校を中心とした。素朴な事実ではあるものの、こうした差配は議事内容の固有性を反映する。

こうした両者の共通性と固有性は、地方校長会と地方教育部会がつぎの意味において組織的な系統性を異にすることから生じた。すなわち、地方校長会は郡長などの招集による学務当局直属の系統に位置付けられる。構成員を校長に限定のうえ、郡区長島司会議などをはじめ、主要には上位機関からの指示を示達する場として機能した。これに対し地方教育部会は、不即不離の関係にはあつたが学務当局に直属したわけではなく、あくまで民間の教員団体である。一般に教育会が半官半民と称される所以である。また、教育会は校長にとどまらず、ひろく教員層を構成員とし、講習や講話などの研究的な機能を併せ持つと同時に教育環境の整備拡充を中心とした、主要には下からの合意形成の場として機能した。これらに照らせば、地方校長会における議事内容は郡長を起点にした地方教育行政機構の末端としての機能を反映し、地方教育部会は広範な教員層を組織化する機能を反映している。この意味で両者は組織的な系統性を異にするとともに、その機能においては相互に補完する関係にあつ

たのであり、郡長にとって両者は一体化することなく別に維持運営することが教育政策を遂行するうえで有用であった。半面、この背景だけでは郡廃後にもひきつづき両者が別に維持運営された事実経過を説明できない。地方校長会が設置されるうえで主導性を発揮した郡長の廃止にともない、地方校長会が廃止、あるいは後述する県校長会に統合、さらには地方教育部会と一体化することがあり得たはずである。事実はそのようにならなかったのはなぜなのか。この点はずぎに示すもうひとつの背景にかかわる。それは両者の接続関係にもとづき、地方校長会が地方教育部会における議事運営の機能を外部的に担ったことである。ひとつの典型例として、一九一四年二月から三月の中頭郡における接続関係にもとづき具体的に説明する(表3)。

ここでは同表中に記載のように、中頭郡校長会をA、同教育部会臨時総会をBとして便宜的に表記する。まず、Aにおける議事内容中、グレースケール箇所注目したい。同郡役所に招集されたAでは、同郡教育部会の議事内容に固有であるはずの規則の改正と予算にかかわる重要案件が「協議事項」のひとつとして付議されたことがわかる。この背景にはなにかあるのか。じつは当該案件を「評決」したのは、地方教育部会における規則上、互選にもとづき選出された評議員であった。⁽¹⁰⁾ 該評議員には在地の有力校長が選出される傾向がいずれの地方教育部会においても定着していた。実際に中頭郡教育部会において直近の一九一二年六月に評議員として選出された七名のうち六名はいずれも現職の在地校長であり、一名も在地前校長であった。⁽¹¹⁾ もはや自明のように、地方教育部会の役職者として

表3 中頭郡における地方校長会と地方教育部会（一九一四年）

A	中頭郡校長会（二月一七、一八日、郡役所） △指示事項 就学向上に関する件 郷土と教授訓練に関する件 △注意事項 優良児童表彰に関する件 学校一覽表記載上の注意 △諮問事項 来学年度に於ける各校施設経営の一斑 消費組合組織の件 △協議事項 二部教授並複式教授研究会組織の件 郡教育会々則改正の件 郡教育会経費予算の件
B	中頭郡教育部会臨時総会（三月一日、越来校） 代議員選挙 部会則改正の件 大正三年度予算の件

〔出典〕「中頭郡校長会」「琉球新報」一九一四年二月一八日、「中頭郡教育部会」「沖縄毎日新聞」一九一四年二月二五日。
 〔注記〕あきらかな誤記は訂正し、一部の事項を省略した。

選出されていた校長をふくめ、在地校長が招集された地方校長会の場を利用して、地方教育部会の重要案件が付議されていたのである。そのうえで、一〇日後には同郡越来尋常高等小学校で開催されたBにおいて、あらためて両案件が付議される。ただし、史料的制約から、議事内容の委細については具体的な照合はおよばない。つまり、Aにおける審議が、実際にはBにおいて付議される案件の原案を作成するための準備的なものであり、一定の改編があり得たのか、あるいはすでに事実上、成

案となった案件をAにおいて形式的に事前承認しBへと付議するものであったのかなどは、いずれも不詳としなければならぬ。そのうえで、以上の経過から、教員層をふくめ、広範な会員から構成される多人数の地方教育部会総会における議事進行を円滑化するうえで、一定の方向性、あるいは成案をAにおいて事前に合意しておく手続きが取られたことはうかがうことができる。このように地方校長会には、各地方教育部会における一部機能が事実上、分化される場合があった。ただし、ここで取り上げた中頭郡における事例をすべての地方教育部会にも当てはまるものとして安易に一般化することはできない。というのは、地方校長会、および地方教育部会における議事内容について、この事例にみたような水準において委細が判明する史料はきわめて限定されるためである。したがって、現状ではこうした接続関係がほかの地方校長会においても恒常的に構築されていたのかは、慎重に不詳としなければならぬ。

とはいえ、以上にみた、ふたつの背景が要因となることで地方校長会と地方教育部会は相互に接続関係を保ちながらも一貫して別に維持運営された。このため郡廃にともない、本来は廃止されるか、後述する県校長会の支部として内実の変容をきたすはずであった地方校長会はその後も維持運営された。

地方校長会と町村長会、および地方教育部会との外部接続にかかわる運営実態は、いずれも校長という職位が教員層とは同一視できない固有の位置を占めたことから生じたものである。この場合の

固有とは地方教育行政機構の末端でもあったという先述した意味合いにくわえ、地方教育部会における評議員などの指導的な位置を占めたという、組織的な多系統性を指す。こうした固有の位置を占めた校長を構成員とした地方校長会は、学務当局にとって町村長をまじえた上からの地方教育行政の遂行と、地方教育部会における下からの教員層による広範な合意形成とを接合する、いわば結節点としての機能を託されたといえる。

五 内部接続―地方校長会と県校長会

地方校長会と県校長会との内部接続にかかわり、あらためて表1に注目したい。地方校長会の設置が先行したのとは異なり、県校長会が設置されたのは、ほとんどの郡市においてすでに地方校長会の設置運営がなされて以後のことであった。この場合、県知事の招集になる県校長会として最初に位置づけられるのは、一九〇八年七月六―七日に松山尋常小学校において開催された「県下各学校長会」である。同会は小学校長のみを対象とした県校長会ではないが、「県知事が各学校長を召集するは今回を以て嚆矢」、「教育界の一新例」と評される⁽⁴²⁾。このため学務当局が招集するとともに、全県レベルの組織性と規模を実質的に備えた、本稿でいう県校長会については同時点での招集を第一回として位置づけるのが妥当である。

じつは県校長会が設置された経緯については、これまであきらかにされていない。このため内部接続にかかわる分析に立ち入る前提として、その経緯を以下で説明する。既述のように地方校長会の設置は、郡市ごとの主導性が契機となることではかならずしも一律同時ではないため、全体像が捉えにくい。対照的に県校長会の設置については、史料制約を被るとはいえ、一定の把握が可能である。その経緯は、つぎの表4のように概括できる。

同表中の(ア)は近代沖縄における県校長会の淵源を示す。それは一九〇七年八月一日に南陽館で開催された沖縄教育会総会における、「池内、市川、松田三氏の発起及び他に十五名の賛成者」による発議である。内容は「小学校と中等程度の諸学校との連絡を計る為、毎年一回以上、学校長会を開かんこと」⁽⁴⁴⁾について知事への建議を促すものであり、結果的に「満場一致、拍手大喝采を以て可決」された⁽⁴⁵⁾。この発議は、どのような人物、および背景にもとづき提起されたのであろうか。まず、「発起」した人物(以下、発議者)については、従来の史料水準では引用文中にある姓のみが把握されるにとどまり、当該三名の職位にくわえ、一五名の「賛成者」については不詳のままであった。ところが、近年のあらたな史料調査にもとづき、発議者、および賛成者について、その全体があらたに判明する⁽⁴⁴⁾。それによれば、発議者の三名はいずれも那覇在勤の校長であり、また、賛成者は那覇のほか、首里在勤の校長にくわえ、おなじく中等学校関係者を中心とした⁽⁴⁵⁾。さきに表1にみたように、那覇、および首里の両校長会の後発であるものの、(ア)以前となる同年一月、七月(同前順)におそ

表 4 県校長会の設置にいたる経緯

記号	事項（開催年月日・場所）	主な内容	出典
(ア)	沖繩教育会第二回総会 （一九〇七年八月一日・南陽館）	県校長会設置を県知事に建議	①
(イ)	鳥尻郡教育会主催 県下教育者集会 （一九〇七年一〇月一七～一八日・南陽館）	県校長会の開設を建議	②
(ウ)	建議への県知事からの旨達 （一九〇七年二月以前）	郡区長鳥島司会議への諮問経過を伝達	③
(エ)	郡区長鳥島司会議 （一九〇八年一月二日～・県庁）	県校長会設置の建議を否決	④
(オ)	第一回県校長会 （一九〇八年七月六～七日・松山尋常小学校）		⑤

〔出典〕①「県教育会総会午前中の概況」『琉球新報』一九〇七年八月一三日、②「県下教育家の集会」『琉球新報』一九〇七年一〇月一〇日、③「教育会の上申に対する知事の旨達」『琉球新報』一九〇七年二月三日、④「郡長会議」『琉球新報』一九〇八年一月一八日、⑤「県下各學校長会」『琉球新報』一九〇八年七月二日。

〔注記〕「主な内容」については校長会に直接、関連しない議事を省略した。

らくはじめて招集されていた。以上の経緯に照らせば、この發議については両校長会、あるいはどちらかを契機として一定の事前調整がなされたと見立てるのが妥当である。さらに注意すべきことがある。それは發議者の三名がいずれも那覇区教育会の評議員を務めたという事実である。また、合わせて一八名のうち五名は同日に沖繩県教育会評議員として選出された。つまり、県校長会の設置は那覇区教育会において評議員を務め、あるいは沖繩県教育会で評議員として選出され得るような指導者的な位置にあった、那覇・首里在勤の有力校長により發議された。こうして地方校長会・県校長会は、校長を共通項とすることで当初から教育会と組織的に連動していたことがわかる。つぎに發議

はどのような背景から提起されたのか。周知のように、一九〇八年四月より義務教育年限が四年から六年へと延長された（勅令第五二号、一九〇七年三月）。この制度変更にもとない、小学校から中等学校への進学にかかわる接続関係が焦眉の課題とされていた。事実、既述した同年七月の首里区校長会は、まさしくこの課題に促されて招集されており、また、（オ）にみられるように「連絡問題」は県校長会における主要な審議事項のひとつとされた。⁴⁶

以上の経緯にもとづき、近代沖縄における県校長会の設置は主に中学校側との連絡関係の構築を目的とした校長からの発議を受け、教育会を通じ建議されたことがわかる。このように、県校長会の設置経緯は、郡長が主導性を発揮した郡校長会とは異なる。学務当局においては、むしろ、発議に促されることで県校長会の設置をいわば受動的に検討しはじめたと考えられる。地方校長会がすでに各郡市に設置されたことで、事実としての校長の組織化は進行していたのであり、学務当局において別途、県校長会を設置することの意義は、すくなくともこの時点では強く感得されてはいなかったことが濃厚にうかがえる。

つづいて島尻郡教育部の「発企」にもとづき「県下教育家の集会」として開催された（イ）においても、建議案「県下各校長会を開設する件」が発議された。その理由について、発議者の「与儀氏」はつぎのような説明をくわえた。「他府県文部省辺りでも、斯かる会（校長会を指す―引用者）は設けられてあるに係はらず、本県のみ此様の集会かなきは甚だ遺憾である。確か本県でも去る（明

治―引用者) 三六、七年迄はあつたと覚え、ただ何等の理由ありてや今は消滅⁽⁴⁹⁾している。同郡在勤の教育部会関係者との前提にもとづけば、この場合の発議者は、与儀清忠・小禄尋常高等小学校長であつたと推定される。ただし、史料にみるかぎり、当該建議が与儀の個人としてのものであつたのか、あるいは島尻郡教育部会による組織性を備えたものであつたのかは判然としない。また、さきの説明にある、校長会が「明治(明治―引用者) 三六、七年迄」は招集されていたとの記憶についても、根拠が示されておらず不詳としなければならない。そのうえでもたしかなのは、(イ)において可決された当該発議が、およそ二か月前の(ア)を「県下教育家」の総意として追認するとともに事実上、後押しするものであつたことである。

以上にみた一連の建議は県知事においてどのように取り扱われたのであろうか。それを示す(ウ)において、(ア)に照応した県知事から旨達を読み取ることができる。注目すべきは以下の二点である。①「参考上、他府県の振合等目下調査中」とし、他府県における校長会設置の状況について照会していること。くわえて、②この建議は「直接、区間切島の負担に関係する」との留意事項が示され、設置に際しては郡区長島司会議への諮問が必要との県知事の意向が示されたことである。このうち、①についての照会経過および結果は確認できないが、この時点において府県レベルで校長会を設置していた事例は既述のように決して多数ではない。これらの経緯に照らせば、こうした照会結果が県知事にもたらされた可能性はある。また、②に照応するのが(エ)である。すなわち、翌一九〇八

年一月に開催された、郡区長島司会議において当該建議は付議された。そこで導き出された結論は、以上の経緯に反し、「小学校と中等程度諸学校との連絡を図る為め、毎年一回若くは二回、公立学校長会を開くの可否」について、「討議の末、否決」するものであった。この際の審議の具体的な内容ならびに評決方法について、ここではつまびらかにできない。賛否が拮抗したうえでの否決であったのか、あるいは審議の余地がないほどに否定的な意見が大勢を占めたのかは判然としない。その前提においても、すくなくとも同時期における郡区長島司の一定数は県校長会について必要不可欠であるとは認識しておらず、その設置には消極的であったことはあきらかである。すでに催行され、郡市によつては設置から一〇年以上が経過することで定着していた地方校長会とは別に県校長会が追加設置されることの必然性が県知事、郡区長島司会議では共有されていなかった。

しかし、これらの経緯にもかかわらず、先述したように、およそ半年後には県校長会がはじめて招集された。これは従前の郡区長島司会議の意向を反転するものであり、なんらかの政策意図があったと想定される。しかし、管見のかぎり委細は不詳としなければならない。ただし、一八九二年から県知事を務めた奈良原繁が一九〇八年四月に辞職し、日比重明があらたに県知事に任用されたことが背景のひとつとなったことは軽視できない。^⑩つまり、あらたな県知事が独自に裁定を下したことに伴い、それまでの経緯が一転し招集にいたったことが推定される。実際、(オ)は小学校長にとどまらず、沖繩師範学校長のほか、中学校長、高等女学校長にまでおよび、主要な教育関係者のいわば顔見

せいな様相を呈している。一方、奈良原による在職時の指示が辞職後にもかかわらず結果的に実施されたとの想定を排除できない。というのは、周知のように、奈良原県政のもと県書記官であった日比は、「奈良原への―引用者）協賛補弼の任に当つて、功績最も顕著なるもの」と称されるほど、奈良原の腹心的な位置を占めたためである。^⑤以上を留保のうえでも、県校長会は結果として就任直後の新県知事により招集されたことはたしかである。

以上から、つぎの点があらたに判明する。すなわち、近代沖繩において県校長会は、学務当局が当初から主導して設置されたのではない。実際には沖繩県教育会からの発議にもとづき校長側から提案された。しかも、地方校長会を催行していた郡区長島司の総意に反する形で設置された。ところが、実際に催行されはじめた県校長会では、先述した継続性や定期性、校長の出席状況にくわえ、注目すべき特徴がある。それは設置の発議自体は校長側からであったにもかかわらず、かえって学務当局の主導性が強く打ち出された運営実態がみられることである。具体的には以下の二点として顕現化する。第一に県知事の招集になることから当然とはいえ、県校長会にはもつとも広範におよぶ場合、県知事にくわえ内務部長・学務部長、学務課長や郡市長・支庁長、県視学や郡視学など各レベルの学務関係者が臨席した。県校長会は学務当局による、いわば教育界全体を挙げての一大行事であり、このかぎりで先述の沖初研や沖経研、沖女研とおなじく全県的な規模での強い組織性を備えた。こうした組織性の増徴は、つぎの招集手続きからも明瞭に看取される。すなわち、第二に学務当局は地方長官

会議や全国学務部長会議などでの議事内容をふまえ、県校長会の開催について、各郡市・支庁に宛て電報などで通知し、各学校長へと周知した。⁽³²⁾ こうして県校長会は中央政府に直結の県知事、学務当局という官治組織を起点とした指示系統にもとづき招集された。

それでは県校長会は、すでに催行されていた地方校長会とどのような接続関係にあったのか。一般に組織系統において本部と支部には、いわば指示を出す側と指示を受ける側という、いわば主従関係が指摘できる。しかし、こうした本部と支部の関係性は県校長会と地方校長会には当てはまらない。というのは、県校長会は地方校長会を支部として位置づけることを前提に運営されてはいないのである。このように判断できる根拠は、相補する以下のふたつの点に集約できる。ひとつは県校長会における議事運営において、構成員である校長は多くの場合、それぞれが属する地方校長会という枠組みに依拠することなく、あくまで各校の校長単独としての立場で参加し発言したことである。もうひとつは県校長会における議事運営において、地方校長会にかかわる痕跡がほとんど見出せないことにある。この点を論証するに際し、さきの表2にあらためて注目したい。同表にグレースケールで示した県校長会と同月、およびその前後に開催された地方校長会での議事内容を精査した結果、県校長会からの指示に依拠した、地方校長会の動きはごく一部の例外にとどまる。しかも、ここでいう例外とは、県校長会の議事において「協議事項」や「提出事項」が審議される際、地方校長会を単位として各事項が提出されたという、いわば議事進行上の形式にかかわるすぎない。⁽³³⁾ こうした事実経過にもと

づけば、「校長会」との名称を共有するにもかかわらず、地方校長会と県校長会との内部接続は当初から欠落していたというべきである。学務当局においては県レベルから郡市レベルにいたる校長会の組織系統を構築するという意図は当初からなかったのではないかと考えられる。

以上にみた内部接続の欠落という事実は、地方校長会が県校長会の設置、さらに郡廃後においても存続した理由を示唆する。つまり、県校長会はもとより、郡長からの指示に依拠するかぎりで地方校長会は追隨的に運営されていたわけではない。むしろ、さきにもたように、町村長会との一体化による議事運営の円滑化にくわえ、地方教育部会の議事運営の分化という固有の役割を機能として担うことで地方校長会は存続した。いいかえれば、地方校長会は訓示や指示事項が伝達され、諮問事項が提示される場であったという点において、県校長会と機能としては類似する。しかし、地方校長会では県校長会では取り上げられることのない、郡市に固有の実務上の案件が外部接続を通じてもたらされ議事運営の中心をなした。

それゆえ郡視学などを招集した会合における協議において、「校長会（地方校長会を指す—引用者）開催の際は通知の事。及び其決議事項は報告の事」とする指示が学務当局から出されたほどであった。⁽⁵⁾これは地方校長会の運営について学務当局が、かならずしも組織的に網羅していたわけではなく、その開催状況や議事内容にかかわる情報把握には行き届かない点があったことの証左であると思われる。このように地方校長会は県校長会にはない議事運営における固有性を担った。郡廃や県校長

会の設置後においても、地方校長会が引き続き開催された理由は、以上のように説明できる。

六 結論と課題

本稿で得られた知見は以下のふたつに集約できる。ひとつは近代沖縄における校長会についての通史的な視野をはじめて展望したことであり、以下のように摘記できる。一八九〇年代後半以降、地方教育行政機構の確立過程と並行しつつ、地方校長会が郡市レベルに設置されることで校長の組織化は先鞭がつけられた。島尻・中頭・国頭の各郡での設置が先行したものの、一九〇〇年前後にはほとんどの郡市で地方校長会が設置された。地方校長会では上部機関からの伝達事項や郡長などの訓示にとどまらず、町村長会や地方教育部会との運営実務上の外部接続を通じ、郡市に固有の案件が付議された。これらを前提として郡区長島司会議では当初、設置が否決されたものの、県校長会が一九〇八年にはじめて招集をみた。県校長会は義務教育年限延長を契機とする校長側からの発議を淵源とし、地方校長会を設置していた郡区長島司の意向に反して設置をみた。県校長会では地方長官会議などから発出された政府からの指揮命令が伝達され、地方校長会が組織的に介入することはほぼなかった。県校長会は全県域から集会した各校長に対する指示事項の直接伝達、諮問事項の提示、答申の回収を機能とし、全県的な合意を形成する媒体として完結した。こうして近代沖縄においては、地方校長会と

県校長会の両者が媒介となり、校長への組織化は実効性を具備した。従来の研究は、地方校長会と県校長会が設置されるまでの経緯や運営実態にかかわる事実関係の解明を欠落させてきた。したがって、こうして得られた視野は基礎的でありながらも、最初に確認すべきあらたな知見として位置づけられる。もうひとつの知見は両者の内部接続にかかわる。地方校長会と県校長会は、校長を構成員とし県知事や郡長などからの指示事項の伝達という共通の機能を備える。一方、校長会という名称を共有するにもかかわらず、運営実態においては多元性を有した。すなわち、県校長会は地方長官の組織に直結することで主に地方教育行政上の指示事項を伝達し統制機能を備えた、いわば官治統制型といえる。これに対し地方校長会は郡市の組織系統に設置され主に各郡市に密接する事項を取り扱うことで在地学校経営の調整を担ったのであり、いわば地域調整型といえる。近代沖繩において校長会は官治統制型と地域調整型とが内部接続をもたないままに複合体として運営されたというべきである。両者は単純な主従関係ではなく、相対的に固有の役割を担った。

これらの知見は他府県との比較においてどのように位置づけられるのであろうか。校長会の設置経緯や内外の接続関係について、全国的に俯瞰する視野は確立されておらず、ここでいう比較はにわかには成立しがたい。この点を留保しつつも、本稿にもとづけば、沖繩県における校長会が他府県とはいちじるしく異なる特徴を備えたと理解するのは妥当ではない。むしろ、注目すべきは沖繩県の場合、地方制度の同格化が完了する一九二〇年代には校長会がすでに運営されていたという事実経過で

ある。既述のように府県レベルの校長会は郡廃後に設置された場合が目立つ。したがって、先行した地方校長会をふくめ、沖縄県における設置時期は他府県との相对比较において相応に早期の事例に属する。たしかに、一面においては県校長会の設置に際し学務当局の受動的な対応は否めないものであった。しかし、以上から、校長会による組織化を結果的には優先選択した学務当局におけるなんらかの政策意図がうかがえよう。いうまでもなく、今後は設置時期の時差を指摘するにとどまらず、沖縄県に固有の背景にはなにかあったのかをふくめ、ここでいう政策意図にかかわる立ち入った分析が不可欠である。

残された課題はほかにもある。あらためて指摘しなければならないのは、開催状況を筆頭に校長会にかかわる事実経過が未詳の事象はすくなくないことである。ひとつの打開策として、さきにも引いた回想録、さらに学校沿革誌にもとづき、校長会にかかわる招集や出席・出張の事実経過にかかわる視野を拡張することが必要である。さらに具体的な課題として以下はとくに記しておきたい。それは校長会と各郡市に設置された隣校研究会との接統関係について説明することである。各郡市を区域化して配置された隣校研究会は、主に授業研究などを通じ、隣接する複数の学校に在職する教員を構成員とし、在地教員に近接して運営された教員団体として知られる。設置の促進や研究内容の指示監督などを通じ校長会は地方教育部会とともに隣校研究会に関与した⁽⁵⁾。このかぎりで近代沖縄における校長会の機能を分析するうえで隣校研究会への視点は欠かせない。

【追記】

①史料からの引用に際し、読みやすさを優先し通行の字体にあらためた。句読点をあらたに付した場合がある。引用文の一部を略した場合がある。②本研究はJSPS科研費(20H01631)による研究成果の一部である。

【注】

(1) 後述する県校長会および地方校長会を総称して広義に捉える場合、本稿では「校長会」とする(表題をふくめ括弧をはずす)。近代沖繩における類似の組織として、校長会と密接に関連して運営された校長協会(協議会)がある。同会は一九二〇年代後半以降に県レベルのほか各郡市レベルでも設置された。各校長会の終了後に開催される場合があり、校長会と不即不離の関係にあった。知事への陳情や建議などを議題とし、任意団体としての立場から校長会の運営を下支えする機能をはたしたことがうかがえる。本稿では原則として官治組織により招集された校長会に視野を限定するため、校長協会については、校長を対象とした臨時の講習会や懇談会などとともに、分析対象から除外した。

(2) 沖繩における県レベルの教育会は沖繩私立教育会として一八八六年一月に設立され、沖繩県私立教育会(一八九一年)、沖繩教育会(一九〇四年)、沖繩県教育会(一九一五年)として、改称、ならびに組織形態の変更をかさねた。本稿では同会について、沖繩県教育会として統一的に表記する場合がある。

(3) 那覇・首里の二(区)市、国頭・中頭・島尻・宮古・八重山の各郡を指す。このうち首里、那覇の両区は一九二二年から市制に移行した。

(4) 以上、「学級編制等二関スル規則」(文部省令第二二号、一八九一年、第一条)、「小学校長及教員職務及服務規則」(文部省令第二二号、一八九一年、第二条)。

(5) 『官報』第二二〇二号、一八八七年七月二日。ただし、当該県令の原文は管見のかぎり確認されていない。前者にかかわり、「東京府小学校職員職制」(東京府令第一号、一八八七年一月二五日、第一条)は校長の職制について、「校務ヲ整理シ訓導授業生ヲ監督シ教室ノ秩序ヲ保持スルコトヲ掌ル」としており、同種のものであったことが推定される。以上、『公文類聚・第十一編・明治二十年・第二十九卷・学政門三・学校資・教官・生徒』(国立公文書館所蔵)。

(6) 沖縄県尋常師範学校『学事規定全書』一八九四年、三二五―三三〇頁。

(7) 『明治十九年学事統計表』『文部省第一四年報』一八八七年、六六―六七頁。

(8) 以上、藤澤健一「近代沖縄における地方教育部会の変容過程―校長層の役職者への選出をめぐる―」琉球沖縄歴史学会『琉球沖縄歴史』第三号、二〇二一年八月。

(9) この場合の女性校長は、砂川フユである。高橋順子「砂川フユ(一九〇二―一九八六年)―沖縄初の女性校長」藤澤健一編『移行する沖縄の教員世界―戦時体制から米軍占領下へ』不二出版、二〇一六年、二三〇―

二四五頁。

- (10) 藤澤健一編『沖繩の教師像―数量・組織・個体の近代史』榕樹書林、二〇一四年、一六〇―一六四頁。
- (11) 順に片山清暁「沖繩県の事ども」『日本之小学教師』第一三卷第一五二号、国民教育社、一九一一年八月、「教育界の疑問」『琉球新報』一九一一年二月七日。
- (12) むろん相対的な比率だけで実態は説明できない。この点を解明するうえで、「教育部会や校長や郡視学の裏面観察」を意図して記されたという、若き日の比嘉春潮による同時代における日記は示唆に富む。「大洋子の日録 第三冊(ありのままの記)」『比嘉春潮全集』第五卷(日記・他)、沖繩タイムス社、一九七三年、一五〇、一五六頁。
- (13) ただし、戦況悪化にともない全校長が一堂に会する県校長会の催行は困難になる。このため県校長会として開催されながら、郡市ごとの分散開催として実施された場合があり、以下での区分はいずれも便宜的である。「臨時校長常会」『沖繩新報』一九四五年二月二日ほか。なお、従来の県校長会との関係は不詳だが、一九四二年には「国民学校側と県当局が親しく膝を交へて懇談する本県では初の試み」として「県主催郡市別国民学校校長会議」が招集された。「国民校長の常会」『沖繩新報』一九四二年九月一九日。
- (14) 「県下中小学校長会」『沖繩教育』第二二八号、一九三五年八月(第二五卷)、六四―七二頁。
- (15) 「県下各学校長会」『琉球新報』一九〇八年七月二日。これに先んじて、「県下各高等小学校長会議」が一九〇〇年一〇月二日に首里小学校女子部で開催されている。しかし、同会における出席者は那覇高等小学校長・隣谷義一、国頭高等小学校長・秦蔵吉の二名にとどまる。しかも同会は「学校参観の序」に開催さ

れた臨時的なものであった。「高等小学校校長会議」「琉球新報」一九〇〇年一月二三日。一方、管見のかきり、県校長会としての開催は一九四三年六月二六日まででは確認できる（ただし、八重山郡からの出席をのぞく。「決戦教育を徹底」「大阪朝日新聞」一九四三年七月七日。

(16) 斎場一牛「県下校長会感観」、前掲『沖繩教育』第二二八号、三七頁。

(17) 事例として、一九一六年二月五日の県校長会では、「二区五郡の学校長、約百四、五十名出席」とされる。この記述から出席者は全郡市におよび、その数は同年前後に在任する校長数とほぼ同規模であり、すべての校長が出席したとみなせる。「県下学校長会議」「琉球新報」一九一六年二月六日、「公立小学校一覽」沖繩県内務部『大正四年 沖繩県統計書 第二編（学事）』一九一七年、六四―七五頁ほか。

(18) 地方校長会を特定する場合、たとえば、「国頭郡校長会」などのように、二市（区）五郡の名称に校長会を接続して使用する。

(19) この判断の根拠として、一八九九年時点において「凡そ各郡該会（地方校長会を指す―引用者）の開設あらむ」との記述がある。「国頭郡小学校々長会の情況」「琉球教育」第三九号、一八九九年三月（第四卷）、三一―八頁。

(20) 以上、藤澤健一「近代沖繩における学務担当者の変容過程―一九〇〇年前後から一九四〇年代はじめまでの人的構成」法政大学沖繩文化研究所『沖繩文化研究』第四五号、二〇一八年三月、四三四―四三五頁。

(21) 国頭郡長・喜入休は一八九八年頃に「凡そ教育上に関する事項は、博く与論公議を採らるる」との「主意」

にもとづき、「毎年春秋二回」にわたり校長会を開催すべき旨、郡役所から訓令を發した。「国頭郡の近況」『琉球教育』第三三号、一八九八年九月（第四卷）一〇一一—一〇二頁。

- (22) 「那覇区小学校長会」『琉球新報』一九一〇年三月一八日。おなじく一九一二年に開催された同区校長会では「隔月に校長会を午後一時より開会し、首席訓導をも出席せしむること」が協定された。「雑報」『沖繩教育』第七一号、一九一二年三月（第五卷）、四六一—四八頁。

- (23) 事例として、一八九八年九月二六日から開催された中頭郡校長会では、当該時点で在勤の同郡内における一六名の校長はいずれも出席が確認できる。「管内公立学校表」『沖繩県学事第一五年報 明治三十二年分』一九〇〇年、「中頭郡校長会議の決議事項」『琉球新報』一八九八年二月一日。

- (24) 高野桂一「学校経営の科学—人間関係と組織の分析」誠信書房、一九六一年、牧昌見「学校経営と校長の役割」ぎょうせい、一九八一年ほか。

- (25) 平井貴美代「郡役所廃止に伴う地方教育行政様式の転換と学校経営—「自由教育」解体期の千葉県を事例に」日本教育学会『教育学研究』第六五卷第三号、一九九八年、三三三頁。

- (26) 戸田金一「昭和戦争期の国民学校」吉川弘文館、一九九三年、一五八—一六一頁ほか。

- (27) 阿波根直誠「国民教育思想の涵養」沖繩県教育委員会『沖繩県史』第一卷（通史）、一九七六年、五七〇—五七一頁。

- (28) 田港朝昭「沖繩における教育民主化の運動（戦前の素描）」沖繩歴史研究会『沖繩歴史研究』第六号、

一九六八年、安里彦紀『近代沖繩の教育』三一書房、一九八三年ほか。

(29) 事例として、「国民精神総動員運動実施状況」『月刊琉球』第二卷第三号、一九三八年三月、一六一―二八頁。

(30) 藤澤健一「近代沖繩の教育会における役職者の変容過程―一八八〇年代から一九四〇年代ははじめまでの人的構成」法政大学沖繩文化研究所『沖繩文化研究』第四六号、二〇一九年三月、二〇三―二四一頁。

(31) 校長は予算や規則変更などの重要案件の審議を所掌する評議員に選出されることで地方教育部会の会務運営に関与した。藤澤、前掲「近代沖繩における地方教育部会の変容過程」。

(32) 佐藤幹男「教員現職研修の観点からみた教育会史研究の課題」日本教育史研究会『日本教育史研究』第三四号、二〇一五年八月。

(33) 『琉球教育』については同復刻版（州立ハワイ大学・西原邦雄編、本邦書籍、一九八〇年）を、『沖繩教育』は同復刻版（不二出版、二〇〇九年）に依拠する。引用にあたり、前者については復刻編集に際しあらたに付された頁数の表記にしたがう。おなじく、いずれも復刻版の巻数を付記する（従前、おなじ）。

(34) 「山原通信（一）」『琉球新報』一九一四年七月二二日、「中頭村長校長会」『沖繩朝日新聞』一九二五年六月三〇日（沖繩県文化振興会『植物標本より得られた近代沖繩の新聞』（沖繩県史研究叢書一七）、沖繩県教育委員会、二〇〇七年、一八一頁）ほか。

(35) 「名護だより（村長及校長の協議会）」『沖繩毎日新聞』一九二一年一月一日。

(36) 「国頭郡各小学校長会」『沖繩教育』第五五号、一九一〇年十一月（第二卷）、四三―四四頁。

(37) 中頭郡教育部会の場合、一月、五月、九月の年三回（これに臨時総会がくわわる）の開会が規則上、規定された。「中頭郡教育部会規則」（第二二条）、比嘉徳『中頭郡誌』中頭郡教育部会、一九一三年、四二—四四頁。

(38) 以上、「中頭郡教育部会評議員会」『琉球新報』一九〇八年四月二二日、「中頭郡校長会協議」「中頭郡教育部会」『琉球新報』一九〇八年四月二五日。

(39) 地方教育部会にかかわる事例としては、中頭郡教育部会における執行事項に関する規程がある。「中頭郡教育部会規則」（第六条）『琉球教育』第九二号、一九〇四年三月（第一〇卷）、七六頁。

(40) 「中頭郡教育部会規則」（第八条）、比嘉徳、前掲『中頭郡誌』四二—四四頁。

(41) 「普天間より」『沖繩教育』第七五号、一九二二年七月（第五卷）、七一頁。ここでいう前校長（宮城景介）は同郡において越來尋常高等小学校長などの経歴をもち、一九〇九年一二月から同郡書記に転出していた。榎原友満編『沖繩県人事録』沖繩県人事録編纂所、一九一六年、四七四頁。

(42) 「県下各学校長会」『琉球新報』一九〇八年七月二日。

(43) この建議案の可決により、一九〇七年九月七日に会長・岸本賀昌（学務課長）は総裁を兼ねた奈良原繁（県知事）に対し当該建議書を提出した。「知事に建議」『沖繩教育』第二〇号、一九〇七年一〇月一五日（第一卷）、七頁。

(44) 『沖繩教育』第一九号、一九〇七年九月一五日（喜舍場永珣資料、石垣市立八重山博物館所蔵）。先述した復

刻版『沖繩教育』との関係、および該部分にかかわる翻刻について、近藤健一郎「石垣市立八重山博物館所蔵『沖繩教育』―『沖繩教育』復刻版第一巻補遺」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第一三四号、二〇一九年六月、九一―一〇頁。

(45) 判明しているかぎり、熊本県出身の菅野喜久治が例外的に現職の島尻郡視学であるが、当該在職期間の前後には同郡内で校長を務めた。植原、前掲『沖繩県人事録』五四七頁。

(46) 「那覇区教育部会の役員及歳入出」『琉球新報』一九〇七年五月二二日。

(47) 「第二回総会」、前掲『沖繩教育』第一九号、六頁。

(48) 順に「首里区内小学校長会」『琉球新報』一九〇七年七月七日、「小学校側の意見」『琉球新報』一九〇八年七月八日。

(49) 与儀清忠は沖繩県教育会評議員、島尻郡教育部会評議員として選出された経歴をもつ、有力校長のひとりである。「本会記事」『琉球教育』第六六号、一九〇一年九月（第七巻）、二五〇頁、「普通教育奨励金受領者」『琉球新報』一九〇七年四月一〇日。

(50) 「沖繩県事務官日比重明外一名沖繩県知事任免ノ件」『任免裁可書・明治四一年・任免卷八』（国立公文書館所蔵）。

(51) 秦蔵吉『南島夜話 奈良原男爵事績』沖繩実業時報社、一九一六年、六三頁。

(52) 事例として、「沖繩県下学校長会議」『海南時報』一九三七年七月一七日。

(53) 「県下小学校長会議記」『沖繩教育』第一五六号、一九二六年九月（第一六卷）、四六一—四九頁。こうした議事運営に呼応するかぎり、地方校長会においても県校長会と連動した議事が確認できる。「中頭郡校長会」『琉球新報』一九一〇年一月二〇日。

(54) 「郡視学及学務主任会」『琉球新報』一九〇八年一月二九日。

(55) 事例として、「県下小学校長会」『沖繩教育』第五七号、一九一一年一月（第三卷）、六四—六五頁、「国頭郡校長会」『沖繩教育』第八七号、一九一三年七月（第七卷）、二七—三二頁。